

臨時開庁手数料の廃止等について

平成20年4月から、臨時開庁手数料が廃止され、手続きも簡素になりました。

臨時開庁手数料が廃止されました

これまで、夜間や休日などに税関手続きを求める際に必要とされていた「臨時開庁手数料」が廃止され、無料となりました。

手続きが簡素になりました

夜間や休日などであっても、税関職員が常駐している時間帯（「税関官署の開庁時間」^{（注）}）は、税関への申請手続きが不要となりました。

また、上述の開庁時間外における申請手続きについても、従来の承認制から事前の届出制に変更され、必要な手続きも簡素になりました。

（注）各税関官署の開庁時間は、税関ホームページをご覧ください、
最寄の税関にお問い合わせ下さい。